

仕 様 書

文化市民局文化市民部くらし安全推進課

(担当 野中、狩野 電話 222-3193)

件 名	京都駅北側繁華街への音声啓発機設置業務
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和8年11月30日
契 約 条 件	1 業務の詳細は、「京都駅北側繁華街への音声啓発機設置業務 委託仕様書」による。 2 業務の履行場所 〒600-8216 京都市下京区東塩小路町 ①木津屋橋通烏丸交差点北西角 ②木津屋橋不明門交差点南西角 ③塩小路通不明門交差点北東角 3 委託する業務 音声啓発機の設置 4 作業実施日及び時間は、原則として以下とする。 閉庁日(毎週土曜日、日曜日、国民の休日及び年末年始)を除く 午前9時00分から午後5時00分まで

京都駅北側繁華街への音声啓発機設置業務 委託仕様書

1 総則

本仕様書は、京都市が委託する京都駅北側繁華街への音声啓発機設置業務に係る仕様書である。業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令を遵守し、本市へ報告・連絡・相談を行うとともに、安全に業務が履行できるよう、現場管理・監督を行うこと。

2 委託事項

京都市（以下「甲」という。）は、受注者（以下「乙」という。）に対し、音声啓発機の設置について次の事項を委託する。

(1) 設置概要

人感センサーにより対象者を検知した際、音声を自動再生し、注意喚起及び啓発を行う機器を設置するものとする。

(2) 音声啓発機（スピーカー）及びキャビネット各3台

同等品の場合は、(3)の各機器の仕様を満たしていること。

ア スピーカー

TOA 製 ホーンスピーカー SC-705 または同等品

イ タイマー式音源装置

パナソニック製 メロディーウィーク TD73 または同等品

ウ 人感センサー

竹中エンジニアリング製 屋外型人感センサー PA-15W または同等品

エ センサー電源装置

オムロン製 スイッチングパワーサプライ S8VS-03024 または同等品

オ キャビネット

鍵をかけることができるキャビネットを購入し、上記スピーカー、人感センサー以外の電源や配線等を収容すること。

※ 音声啓発機本体で音声の記録等の機能操作ができる場合等、特段キャビネットが必要ない場合は、不要である。

(3) 機器の仕様

ア 人感センサー

屋外設置が可能で、センサーによって人が通った際に、スピーカーから音声が出る機器であること。検知距離 15m以上。

イ スピーカー

屋外設置が可能で、ホーン型であること。

ウ タイマー式

タイマー式で電源のON・OFFが可能であること。または、昼夜で電源のON・OFFが可能であること。

例：午後5時～午後11時に電源ON、午後11時～翌日午後5時まで電源OFF

エ 音源装置

- ・ 音声の再生・変更

1種類20秒以上の音声を2種類以上記録が可能であること。また記録した音声の変更が可能であること。

例：外部記録媒体の入替による変更等

- ・ 音量

音量の変更が可能であること。

- ・ パターン別音声機能

時間帯によって流れる音声の変更が可能であること。

例：午後5時～午後11時にパターンA音声、午後11時～翌日午前7時まで電源OFF、午前7時～午後5時までパターンB音声。

オ 電源装置

各機器に適合する安定した電圧を供給できること

BOX（キャビネット）内に固定設置すること

キ キャビネット

鍵をかけることができ、音声啓発機の電源や配線等を収容すること。

(4) 音声啓発機の設置

以下のとおり(2)(3)の機器・仕様の音声啓発機を設置すること。

ア 設置場所

〒600-8216 京都市下京区東塩小路町

①木津屋橋通烏丸交差点北西角（京都ヨドバシ前）

②木津屋橋不明門交差点南西角（軍鶏農場前）

③塩小路通不明門交差点北東角（②と同形状の電灯柱）

計3箇所に設置されている商店街の街灯（別添：設置場所写真を参照）

イ 電源の配線・音声啓発機の設置

音声啓発機の設置場所は商店街の電灯柱であるため、設置に際して電源の配線を行うこと。

また、音声啓発機設置の角度や音量、検知範囲等の確認が必要なため、実施の際は本市担当者の立会いを求めること。

ウ 安全対策

屋外の配線は対候性ケーブルを使用するなど漏電防止、安全対策を講じること。

また、電灯柱への機器取付による強度低下や安全性への影響の有無を事前に確認し、強度不足など設置に支障があると認められる場合は、速やかに本市担当者に報告し、対応について協議を行うこととする。

(5) 事故等の対応

業務中に事故等が発生した場合は、速やかに本市担当者に知らせるとともにその指示を仰ぐこと。

3 再委託等の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

4 費用の負担等

- (1) 乙は、本業務を実施するため現地の状況に応じて、乙の負担により、乙が所有する機器・部品・備品・配線等（以下「所有機器等」という。）を使用すること。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由又は甲の意向による所有機器等の修理、取替等に要する費用は、甲の負担とする。
- (3) 道路使用許可及び道路占用許可は業務着手日の決定後、乙の負担により、許可申請を行う。

5 業務従事者

- (1) 乙は、契約後速やかに、自社社員の中から主たる業務の実施に必要な業務従事者を必要人数配置する。
- (2) 業務従事者は、本業務の主たる業務を現場において担当する。
- (3) 乙は、緊急時の対応等、業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に業務従事者に代わり、代替要員により本業務の主たる業務を現場において行うことができる。代替要員は、業務従事者に求められる資格・実績を有する者とする。

6 業務主任

- (1) 乙は、契約後速やかに、業務従事者の中から委託業務の技術上の管理をつかさどる者（以下「業務主任」という。）を1名以上選任する。
- (2) 主たる業務の実施に際しては、業務主任は原則として現場に常駐し、業務従事者を統括し、指揮・監督を行う。

7 安全管理員

- (1) 業務従事者の中から委託業務中、歩行者等の安全を確保するもの（以下「安全管理員」という。）を1名以上選任する。

8 連絡方法等

乙は、業務の着手に当たり、業務主任が勤務する事業所の所在地及び業務中に連絡がつく電話番号を甲に知らせること。

9 着手日

- (1) 乙は、業務の着手に当たり、甲と協議のうえ着手日を決定する。なお、着手日は1箇月前に決定すること。
- (2) 着手日に変更が生じた場合は、再度、速やかに甲と協議を行うこと。

10 業務の報告

- (1) 乙は、以下を提出すること
完成図（配線図を含む）、使用機器一覧、取扱説明書
- (2) 乙は、委託業務を終了した場合は、遅滞なく業務完了報告書を作成し甲に提出する。報告書は、写真の添付等により可能な限り具体的な作業結果を記載する。
- (3) 乙は、本業務の実施状況、結果等について、甲に対し都度説明を行う。
- (4) 乙は、今後整備すべき内容が想定される場合、これらを併せて報告する。

11 守秘義務

乙は、正当な理由なくして、本契約及びその遂行上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。この契約の終了以降も同様とする。

12 業務完了後の保証

乙は、本業務完了後、1年間を保証期間とし、音声啓発機本体の保証や工事に関連する保証を行うとともに、機器不良等があった場合は、誠実に対応すること。

13 その他

本仕様書に定めのない事項は、甲乙誠実な協議のうえ、決定する。

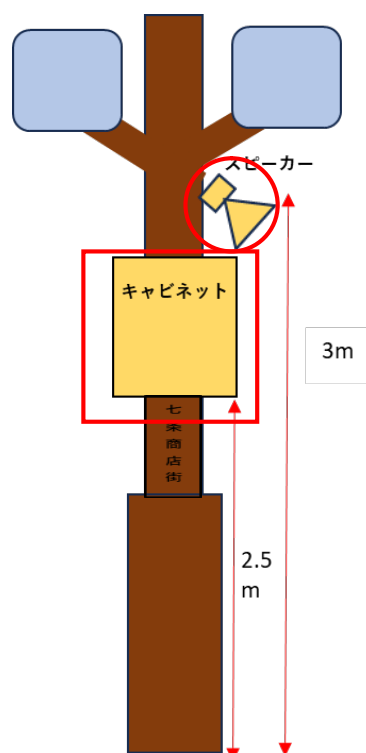
(別紙)

位置図・設置箇所写真



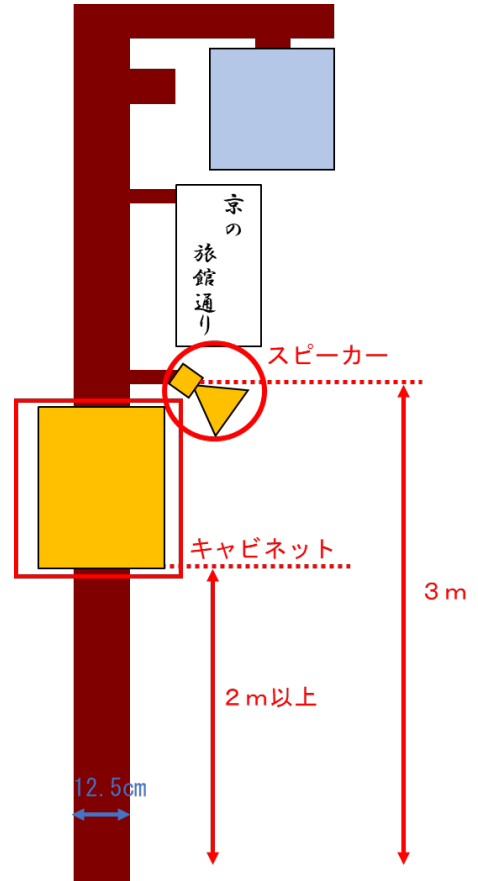
①木津屋橋通烏丸交差点北西角（京都ヨドバシ前）

イメージ図



②木津屋橋不明門交差点南西角（軍鶏農場前）

イメージ図



③塩小路通不明門交差点北東角（②と同形状の電灯柱）



(別紙)

年 月 日

連絡体制表

本社	
会 社 名	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
ファックス番号	

業務主任が勤務する事務所	
業 務 主 任 氏 名	
事 業 所	
所 在 地	
電 話 番 号	

業務主任が不在の場合の連絡先	
事 業 所	
所 在 地	
電 話 番 号	

緊急時に 60 分以内に連絡がつく連絡先等	
事 業 所	
所 在 地	
到着に要する時間	
移 動 手 段	
電 話 番 号	